

令和8年度第1回船橋市地域密着型サービス運営委員会 会議録

(令和8年5月27日作成)

日 時：令和8年5月14日（木）午後1時30分～

会 場：船橋市 本庁舎 6階 602会議室

出席者：

(1) 委員

土居良康委員（委員長）、山口定之委員（副委員長）、塚越明委員、鈴木康友委員、
内山弘子委員、文川和雄委員、川端心委員、島田晴美委員、吉田友則委員、
乾麻由美委員、根本明子委員

(2) 市職員

高齢者福祉部長、介護保険課長、地域包括ケア推進課長、その他関係各課職員

(3) 事務局

指導監査課職員（6名）

欠席者：結城康博委員、精松伸廣委員

公開区分：公開

傍聴者：0名

決定事項：

(1) 地域密着型サービス事業者の指定について

地域密着型通所介護

…決定事項あり（委員会にて確認）

(2) 地域密着型サービス事業者の指定に係る報告

…決定事項なし（委員会にて報告）

特記事項：なし

問合せ先：健康福祉局福祉サービス部指導監査課 電話 047-404-2712

○事務局（指導監査課）

定刻となりましたので、始めさせていただきます。

皆様、本日はお忙しい中、令和8年度第1回船橋市地域密着型サービス運営委員会及び船橋市地域包括支援センター運営協議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。

はじめに、議事に先立ちまして、お知らせがございます。前回の会議まで出席されていた船橋市介護支援専門員協議会の三井 陽子委員につきましては、2月にご逝去されました。

三井委員には、平成25年5月から10年以上の間、この会議に出席をお願いしておりました他、船橋市の高齢者福祉、介護保険事業の全般にわたってご尽力をいただきました。

謹んでお悔やみ申し上げます。

なお、後任の委員は、船橋市介護支援専門員協議会より、吉田 友則委員となります。

吉田委員、一言お願いいたします。

○吉田委員

船橋市ケアマネ協会の会長をしております吉田と言います。よろしくお願いします。

○事務局（指導監査課）

ありがとうございます。

続いて、4月1日付けで新たに着任した職員を紹介させていただきます。

高齢者福祉部長の阿部でございます。

○事務局（高齢者福祉部長）

皆様、本日はお忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。4月に高齢者福祉部長に着任した阿部です。本日はよろしくお願いします。

○事務局（指導監査課）

高齢者福祉課長の横山でございます。

○事務局（高齢者福祉課長）

高齢者福祉課長の横山でございます。よろしくお願いします。

○事務局（指導監査課）

介護保険課長の櫻井でございます。

○事務局（介護保険課長）

4月から介護保険課長になりました櫻井と申します。よろしくお願いします。課長補佐で2年、持ち上がりという形ですけど、色々と教えていただければと思います。よろしくお願いします。

○事務局（指導監査課）

次に、本日の欠席者でございますが、結城委員、精松委員より欠席のご連絡をいただいております。

また、福祉サービス部長については、所用のため、本日欠席とさせていただきます。

続いて、配布資料の確認をいたします。

事前送付した資料とは別に、「席次表」、「委員名簿」、「地域包括支援センター運営協議会で使用する差し替え分の資料」を本日お配りしております。不足のある方はいらっしゃいますでしょうか。よろしいでしょうか。

では、本日の会議について、全体の流れを説明いたします。

先に開催する地域密着型サービス運営委員会では青色のインデックスの資料を使用し、その後の地域包括支援センター運営協議会では赤色のインデックスの資料を使用します。地域密着型サービス運営委員会は指導監査課、地域包括支援センター運営協議会は地域包括ケア推進課が説明いたしますので、会議ごとにご審議をお願いいたします。

ご発言される際には、挙手していただき、マイクは事務局よりお渡しいたします。また、お手数でございますが、発言の都度、お名前をおっしゃっていただきますようお願いいたします。

本日の会議は、船橋市情報公開条例により公開することとなっており、傍聴希望者がいる場合は会議ごとに受付し、入室の承諾を得るものとさせていただきます。また、会議録等につきましても公開することとなっております。

本日の傍聴者はいらっしゃいません。

これ以降の議事につきましては、船橋市地域密着型サービス運営委員会設置要綱第4条に基づき、委員長が議長となり、議事を整理することとなっております。では委員長、よろしくお願いいたします。

○土居委員長

皆様、お忙しい中ご参集いただきましてありがとうございます。

ただ今より、令和8年度第1回船橋市地域密着型サービス運営委員会を開会いたします。

それでは、議題にそって審議を進めていきたいと思います。

資料1「地域密着型サービス事業者の指定」について、事務局から説明してください。

○事務局（指導監査課）

それでは、資料1「地域密着型サービス事業者の指定」について説明させていただきます。

お手元の資料、青のインデックスの1番をご覧ください。地域密着型通所介護の指定になります。それでは、案件の説明に移ります。

事業所の名称は「ケアサロンANYイオン高根木戸」です。運営を行いますのは、船橋市本町に本拠を有します、ケアプラットフォーム株式会社です。同法人は他に市内で訪問介護事業所を1件運営しており、その他埼玉県や東京都にて事業所を数件運営しています。本件事業所は名称の通り、イオン高根木戸店内のスペースを利用しています。

資料2ページ目をご覧ください。

事業所は2単位で運営を行い、利用定員は各々7名です。サービス提供時間は1単位目が9時から12時10分、2単位目が13時10分から16時20分となっています。事業所所在地は習志野台1-1-3です。圏域は東部地区で、高根木戸駅からすぐのイオン高根木戸店2階になります。

続いて資料3ページが事業所の平面図となりますのでご覧ください。

平面図の下側が出入り口で、入ってすぐ機能訓練室、奥の方が事務所という配置になっています。

次に4、5ページが現地確認を行った際に撮影した写真になります。

続いて資料6ページ以降の「指定に係る基準適否一覧」に列記した代表的な審査事項のほか、全ての項目について指定基準に適合することを確認いたしました。

こちらの説明については以上でございます。委員長、よろしくお願いいたします。

○土居委員長

ありがとうございました。それでは本件について皆様、質問、ご意見がございましたらお願いします。

○島田委員

千葉県在宅サービス事業者協会の島田です。よろしくお願いいたします。

まず、市役所さんの方をお願いしたいのが、私も調べてイオンの中だということが分かったんですけど、（事業所概要の）住所のところに2階3階という表記はあったほうがいいかなと思いますので、先ほどの説明の中で「2階です」というお話がありました。住所所在地までのお部屋番号だったりとか必要になると思いますので、そのところは次回から階数とかお部屋とかがあったら記載のほうをお願いしたいと思います。

それとですね、運営の部分になってしまうので今回の指定とは関係ないかなと思いますが、定員7人でイオンの2階ということであると一般のお客様との導線が混じってしまうのかなっていうのがあるので、送迎のところをどのようにされているのか、例えば

送迎をしないで直接お部屋にそれぞれが行くような方式をとるのか、もし送迎をするのであれば、例えば車の駐車場の問題だとか今コロナとかいろいろ問題がありますので、そういった中で安全確保、歩行・転倒とかのそういったものと感染の問題とかそういったことについて是非伺わせていただきたいなと思って質問させていただきます。

○事務局（指導監査課）

指導監査課垣外です。風邪を引いてしまって声が聞きづらいと思いますが、ご容赦いただければと思います。

送迎については、利用者を通常どおり送迎する形で聞いております。

また、2階の地密通所のスペースはエレベーターのすぐそばにあり、1階から2階へはエレベーターで移動すると聞いています。我々も現地を見ましたが、本当にすぐそばにありましたので、なるべく他のお客様のトラブルにはならないようにとお話をさせていただきます。

○島田委員

ありがとうございました。

○土居委員長

他にこの件に関して、ご意見はありますでしょうか。

それでは本委員会として、本件「地域密着型サービス事業者の指定」につきまして、これを確認するものいたします。

続きまして、資料2「地域密着型サービス事業者の指定に係る報告」について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（指導監査課）

それでは、資料2「地域密着型サービス事業者の指定に係る報告」について説明させていただきます。

お手元の資料、青いインデックスの2の1ページをご覧ください。ご覧の2件について報告いたします。まず、地域密着型サービス事業所の指定及び指定更新等について報告いたします。

2ページをご覧ください。

初めに、1 地域密着型サービス事業所 指定一覧について説明致します。

「① 市内事業所」の1の「デイサービスあゆみ」（地域密着型通所介護）につきまして、運営法人の変更に伴う、旧法人による廃止及び新法人による新規指定となります。そのため、後ほど説明いたします廃止一覧にも、「デイサービスあゆみ」が記載されております。

なお、事業所のサービス提供体制等には特に変更が無く、利用者へのサービス提供には支障がないことを確認の上で指定しております。

続きまして、2地域密着型サービス事業所指定更新一覧について説明致します。

事業所の指定は、介護保険法第70条の2により、6年ごとに更新が必要となっております。そのため、記載のある市内7事業所について、指定の更新を行いました。

3ページをご覧ください。

3地域密着型サービス事業所廃止一覧について説明致します。前回の報告以降において、記載のある市内7事業所について廃止を行い、市外事業所1事業所の地密特養の指定の辞退がありました。

次に、市内地域密着型サービス事業所の運営状況について報告いたします。

4ページをご覧ください。

こちらの表は、今年度と昨年度の4月1日時点の、市内地域密着型のサービス種類ごとの事業所数と、市内5圏域別の内訳を記載しております。

サービス種類ごとの事業所数の増減につきましては、昨年度と比較し、地域密着型通所介護は、90事業所から82事業所へと8事業所減少し、介護予防を含む認知症対応型通所介護は、2事業所から1事業所へ減少するなど、地域密着型サービス全体の増減をみると8事業所の減となっております。

こちらにつきましては、事前に委員の方より「減少の理由は経営難によるものでしょうか」とのご質問をいただいております。

経営難が廃止の理由で挙げられることもございますが、人材不足や移転、統合などのケースも少なくありません。

例えば、地域密着型通所介護については8件と、比較的減少幅が大きく、圏域ごとの減少数を見ますと、東部1件、西部2件、南部3件、北部1件、中部1件となっております。

具体例としては、建物の賃貸借契約終了によるものが西部で1件、同法人の地域密着型通所介護2件を統合し、通常に通所介護として近隣で新規指定した事業所が南部で2件、同法人の他事業所との統合のための廃止が中部で1件などが挙げられます。

これらを除くと、圏域ごとに0件から1件の減少となっており、現時点では目立って大きな減少ではないと考えております。

また、地域密着型通所介護に適した場所を新規に確保することが困難なことから、廃止した物件で別の事業所が新規指定を行うケースも散見され、先ほど説明しました賃貸借契約終了により廃止となった物件についても、すでに新規指定の相談が来ております。

他には、介護予防を含む小規模多機能型居宅介護は11事業所から10事業所へと減少しておりますが、看護小規模多機能型居宅介護は2事業所から4事業所へと増加しております。

こちらの詳細といたしましては、令和7年6月1日に「看護小規模多機能型居宅介護

ノテ南船橋」を指定したことに加え、令和7年10月1日に「パナソニックエイジフリーケアセンター船橋習志野台・小規模多機能」が看護小規模多機能型居宅介護に転換となったことによるものです。これらの状況を踏まえ、引き続き件数の推移に留意してまいります。

報告については以上でございます。委員長、よろしくお願いいたします。

○土居委員長

ありがとうございました。それでは本件について皆様、質問、ご意見がございましたらお願いします。特にございませんか。

それでは、本委員会として、本件「地域密着型サービス事業者の指定に係る報告」を受けたものいたします。

それでは、事務局から連絡事項等がありましたら、お願いいたします。

○事務局（指導監査課）

今回の開催につきましては、8月頃の開催を予定しております。日程の詳細等が決まり次第、皆さまにご連絡をさせていただきます。

事務局からの連絡事項は以上です。委員長よろしくお願いいたします。

○土居委員長

その他、何かある方はいらっしゃいますでしょうか。

ないので、以上をもちまして、地域密着型サービス運営委員会を終了します。